柏　　市
中小企業融資のご案内

柏 市　経 済 産 業 部 産 業 政 策・スタートアップ 推 進 課

04-7167―1141（直通）

最終更新日：令和８年１１月

よくある質問

Ｑ１　融資資金のメニューは？

Ａ１　２頁～４頁の「融資資金一覧」を参照して下さい。

Ｑ２　手数料は？

Ａ２　必要ありません。（４頁）

Ｑ３　担保は？

Ａ３　原則として必要ありません。（４頁）

Ｑ４　保証人は？

Ａ４　原則として，個人の場合は必要ありません。法人の場合は代表者が保証人となります。（４頁）

Ｑ５　保証料は？

Ａ５　内容により年0.４５～2.2％ 必要です。（４頁）

創業支援資金の場合，保証料全額を市が補助します。（３頁）

Ｑ６　利息は？

Ａ６　返済期間により年1.9～2.5％ 必要ですが（４頁），１％を超える利息額を市が補助します。（５頁）

Ｑ７　申し込み先は？

Ａ７　９頁の「取扱金融機関一覧」にて受け付けます。

Ｑ８　提出書類は？

Ａ８　７頁，８頁の「提出書類一覧」を参照して下さい。

Ｑ９　相談窓口は？

Ａ９　市内金融機関（９頁）の他，柏商工会議所，柏市沼南商工会にて対応します。（４頁）

Q10　融資実行までの所要期間は？

A10　概ね２０日程度ですが，６頁の「お申し込みから結果報告までの流れ」を参照して下さい。

柏市中小企業資金融資制度

この制度は，中小企業者や創業者の皆様が事業経営に用いる資金が必要となった場合，柏市が千葉県信用保証協会並びに市内各金融機関の協力を得て融資を行う制度です。平成２８年４月から審査業務（現地調査を含む）と融資実行後の経営支援業務について，旧柏市内の事業所は柏商工会議所（中小企業相談所），旧沼南町内の事業所は柏市沼南商工会が行っています。

ご利用について

対象となる方

１．市内に店舗，工場，事業所がある中小企業の法人（以下，組合を含む），個人，及び創業者。
なお，中小企業者とは，下記の要件（資本金，従業員数のいずれか）に該当する事業者です。

業種別	資本金	従業員数
製造業等	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業	５，０００万円以下	１００人以下
小売業	５，０００万円以下	５０人以下
医療法人	―	３００人以下
ＮＰＯ法人	―	卸売業・サービス業　１００人以下 小売業（飲食業を含む）５０人以下 その他　３００人以下

２．　上記に加え，下記条件を満たす必要があります。
(1) 市税を完納していること
(2) 千葉県信用保証協会の保証が受けられること（保証料あり）
(3) 許認可資格を必要とする業種の場合は，許認可を受けていること
※ 千葉県信用保証協会の保証対象業種である必要あり
※ 資金の種類ごとに詳細要件が異なります。資金別の詳細要件は，２頁から４頁をご確認ください。

対象とならない業種

１．農林漁業（保証対象業種に指定されているものを除く）
２．金融・保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を除く）
３．土地売買業（投機目的のみ）
４．特殊浴場業の内，風俗関連営業
５．娯楽業のうち風俗関連営業
６．集金・取立業（公共料金，又はこれに準ずるものを除く）
７．宗教
８．政治・経済・文化団体
※　公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものについても，信用保証の対象外です。

対象とならない資金使途

１．市外資金
２．法人設立，又は増資の為の出資金
３．転貸資金（系列や取引先の債務肩代わり等の資金）
４．借り換え資金
５．生活資金
６．納税赤字補てん資金
７．その他，市が不適当と判断するもの

≪ 設備資金で購入できる車両等 ≫

① タクシーや貨物車等の営業車ナンバー
② クレーン車やフォークリフト等の重機
③ 事業に必要なカーナビ等の装備品，重量税等の付帯費用
※ 但し，会社の営業車や社用車，飲食店等の顧客送迎車は対象外とします。

融資資金一覧

※全資金共通で，市税を完納していることが要件となります。

事業資金

●要件

□法人個人共通

・事業の経営上要する資金であること。

・融資の申込みを行う日において，1年以上市内で同一事業を営んでいること。

□個人

・融資の申込みを行う日において，1年以上市内に住所を有していること。

□法人

・融資の申込みを行う日において，1年以上市内に本店または支店の登記があること。

小口事業資金

●要件

□法人個人共通

・中小企業庁長官が定める小口零細企業保証制度に係る保証の対象となる資金であること

□個人・法人

・個人，法人ともに**事業資金**と同じ要件となります。

挑戦資金

従業員が独立して従来従事していた事業と同じ事業を営もうとする場合，経済環境等の変化により事業の転換又は多角化を行い，又は行おうとする場合，法令に基づく資格等に係る技能又は知識を活用した事業を営もうとする場合に要する資金

●要件（創業前と創業後で資金を借りるための要件が異なります。）

□創業前に資金を借りる場合，個人のみが対象となります。

・融資を申し込む日において，1年以上市内に住所を有していること

・以下の①～③のいずれか1つの要件を満たしていること

①以前従事していた事業に係る知識，経験等を活用した事業を開始すること

②次に掲げる法令に基づく資格を有し，当該資格に係る技能又は知識を活用した事業を開始すること

> 美容師，クリーニング師，医師，歯科医師，薬剤師，税理士，弁理士，中小企業診断士，社会保険労務士，司法書士，行政書士，弁護士，旅行業務取扱主任者，自動車整備士，不動産鑑定士，土地家屋調査士，理容師，調理師その他市長が前項に定める資格と同等のものであると認める法律で定める資格

③公共職業能力開発施設における職業訓練その他市長が適当と認める研修を受け，当該職業訓練又は研修で習得した技能又は知識を活用した事業を開始すること

・以下の①，②のどちらかの要件を満たしていること

①事業を営んでいない個人が，1か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること。ただし認定特定創業支援事業（※次ページ参照）修了者は6か月以内とする。

②融資を申し込む日において，1年以上市内に住所を有し，かつ，事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が2か月以内に事業を開始する具体的計画を有すること。ただし認定特定創業支援事業（※次ページ参照）修了者は6か月以内とする。

□創業後に資金を借りる場合の法人個人共通の要件

・以下の①，②のどちらかの要件を満たしていること

①融資の申込みを行う日以前1年以上の期間引き続き市内で事業を営み，かつ，当該事業を継続しつつ，経済環境等の変化により事業の転換又は多角化を行おうとする場合に要する資金であること。

②融資の申込みを行う日から，前1年未満の間に新たな事業を開始したこと。

□創業後に資金を借りる場合の個人の要件

・融資を申し込む日において，1年以上市内に住所を有していること

□創業後に資金を借りる場合の法人の要件

・共通の要件①の場合のみ，申込みを行う日において，1年以上市内に本店または支店の登記があること（共通の要件②に該当する場合は，共通の要件のみが要件となる。）

創業支援資金

●要件（創業前と創業後で資金を借りるための要件が異なります。）

□創業前後問わず，法人個人共通の要件

・信用保証協会の【創業関連保証】の対象となること。

□創業前に資金を借りる場合の個人の要件

・融資を申し込む日において，市内に住所を有していること。

・以下の①，②のどちらかの要件を満たしていること。

①事業を営んでいない個人が，1か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること。ただし認定特定創業支援事業（※ページ下部参照）修了者は6か月以内とする。

②事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し，当該新たに設立された会社が2か月以内に事業を開始する具体的計画を有すること。ただし認定特定創業支援事業（※ページ下部参照）修了者は6か月以内とする。

□創業前に資金を借りる場合の法人の要件

・融資の申込みを行う日以前1年以上の期間引き続き市内で事業を営んでいる会社が，自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

□創業後に資金を借りる場合の個人の要件

・融資を申し込む日において，市内に住所を有していること。

・事業を営んでいない個人が，新たに事業を開始してから5年以内のもの。

□創業後に資金を借りる場合の法人の要件

・以下の①，②のどちらかの要件を満たしていること。

①事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、その設立の日から5年以内のもの。

②会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、その設立の日から5年以内のもの。

●創業支援資金に係る信用保証料補助について

創業支援資金利用者が融資実行時に千葉県信用保証協会に支払った信用保証料を全額補助します。補助対象者には，市から貸付決定時に申請書類を送付します。

※認定特定創業支援事業とは？

創業時に必要な経営・財務・人材育成・販路開拓の知識を身に付ける為，柏市が認定する支援事業者（柏商工会議所，柏市沼南商工会，ＴＸアントレプレナーパートナーズ，千葉県信用保証協会）が実施するセミナー等のプログラム。いずれかのプログラムを修了した方は，柏市が証明書を発行し，柏市中小企業資金融資制度における「創業支援資金」の申し込み期間が延長される他，会社設立時の登録免許税の減免等が受けられます。

△ かしわ創業塾（柏商工会議所　TEL：04-7162-3305）

△ 柏市しょうなん創業塾（柏市沼南商工会　TEL：04-7191-2803）

△ ビジネスプラン作成セミナー（ＴＸアントレプレナーパートナーズ　Mail：contact@tepweb.jp）

△創業スクール（千葉県信用保証協会　TEL：043-311-5001）

※千葉県信用保証協会の創業スクールは，令和４年度以降に受講した場合に限ります。

その他の資金

下記３つの資金の詳細については，柏市産業政策・スタートアップ推進課までお問い合わせください。

公害防止施設資金

・中小企業者が，公害の発生，防除を図るため，必要な設備装置等を設置し，又は改善するための設備資金

大型店進出対策資金

・中小企業者が，大型小売店舗の進出に対応して経理を合理・近代化し，当該大型店へ入店するための運転又は設備資金。入店の場合，売場面積は150㎡以下であること

工場移転資金

・中小企業が，市内の住工混在地域に立地している工場の生産性向上の効率化と併せて，生活環境保全を図るため本市内の工業地域又は工業専用地域内に，工場の全部を移転するための設備資金。

資金の種類ごとの貸付条件

資金の種類（※1）		融資限度額	融資期間	責任共有制度	保証料率	融資利率
事業資金	運転資金	2,000 万円	60 月以内	対象	0.45～1.90％	融資期間に応じて以下のとおり 12 月以内　：年 1.9％ 13 月～36 月　：年 2.1％ 37 月～60 月　：年 2.3％ 61 月～120 月：年 2.5％
	設備資金	5,000 万円	120 月以内			
小口事業資金	運転資金	1250 万円（※2）	60 月以内	対象外	0.50～2.20％	
	設備資金		120 月以内			
挑戦資金	運転資金	1,000 万円	60 月以内	対象	0.45～1.90％	
	設備資金	2,000 万円	120 月以内			
創業支援資金	運転資金	3,500 万円	60 月以内	対象外	0.80％（※3）	
	設備資金		120 月以内			
公害防止資金	設備資金	3,000 万円	120 月以内	対象	0.45～1.90％	
大型店進出対策資金	運転資金	1,000 万円	60 月以内	対象		
	設備資金	3,000 万円	120 月以内			
工場移転資金	設備資金	5,000 万円	120 月以内	対象		

返済方法：割賦または一括
据置期間：６か月（工場移転資金のみ２４か月）
連帯保証人
個人：原則不要
法人：原則代表者
担保：原則不要
　　ただし，千葉県信用保証協会又は金融機関が必要であると認めるときは求められる場合があります。
手数料：不要

（※１）資金の種類の説明
・運転資金
原材料，商品等の仕入れ及び手形，買掛金等の決済等のために用いる資金
・設備資金
設備，機械，事業用車両等の購入及び施設の新築，増改築等のために用いる資金
（※２）小口事業資金の融資限度額について：既存の保証協会の保証付き融資残高との合計
（※３）創業支援資金に係る信用保証料は補助制度があります。

お手続きについて

１．受付場所
　市内の取扱金融機関（９頁）にて随時，受け付けています。なお，審査時間を要しますので，余裕をもってお申し込みください（６頁に申込から融資までの流れを記載しております)。

２．注意事項
(1) 提出書類は，一覧（７頁・８頁）を確認の上，**受付金融機関を通じて**提出してください。
(2) 申込書類は，全て自筆・実印・黒インクまたは黒ボールペンで正確に記入してください。
(3) 証明書類は，原則として交付後３か月以内の原本を添付してください。
(4) 見積書は，申込者あて，有効期限内，且つ見積者の印のあるものを添付してください。
(5) 提出書類は，返却いたしません。
(6) 申込者（法人の場合は代表者）が６５歳を超えている場合，後継者を指名して頂くことがあります。

３．相談窓口
　融資に関するご相談は，旧柏市内で事業を行っている方は，柏商工会議所（中小企業相談所），旧沼南町内で事業を行っている方は，柏市沼南商工会で受け付けています。なお，本制度の利用に当たって提供された個人情報は，個人情報保護方針に基づき，適切に取り扱います。

柏商工会議所（中小企業相談所）	柏市沼南商工会
〒２７７－００１１　柏市東上町７－１８ ＴＥＬ　０４－７１６２－３３０５	〒２７７－０９２４　柏市風早１－６－１６ ＴＥＬ　０４－７１９１－２８０３

お申し込み後の報告等について

融資の決定及び実行

柏商工会議所又は柏市沼南商工会による現地調査の後，千葉県信用保証協会の判断に基づき，柏市が融資の可否を決定し，指定金融機関が実行します。

※ 柏市からの貸付決定日より前に融資実行されたものは，柏市制度融資対象外となり利子補給されません。

融資実行後の報告

柏市から送付する「貸付決定通知書」同封の「**運用結果報告書**」へ必要事項を記載して頂き，指定金融機関による融資実行後３０日以内に，金融機関が作成した「**返済表**」（複写）添付の上，旧柏市内で事業を行っている方については，柏商工会議所（中小企業相談所），旧沼南町内で事業を行っている方については，柏市沼南商工会へ提出してください。なお，設備資金で融資を受けている場合，上記の他，「**領収書**」等（複写）が必要となります。

柏商工会議所（中小企業相談所）	柏市沼南商工会
〒２７７－００１１　柏市東上町７－１８	〒２７７－０９２４　柏市風早１－６－１６
ＴＥＬ　０４－７１６２－３３０５	ＴＥＬ　０４－７１９１－２８０３

※ 提出先は，柏市役所ではありませんので，十分ご注意下さい。

お申し込み内容の変更

融資実行後，お申し込み内容に変更（所在地の移転や代表者の変更など）が生じた場合，速やかに旧柏市内で事業を行っている方については，柏商工会議所（中小企業相談所），旧沼南町内で事業を行っている方については，柏市沼南商工会へ「**申込事項変更届**」を提出してください。様式は，柏市ホームページからダウンロードすることができます。

柏市ホームページ（制度融資）　http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/090700/p000815.html

※ 提出先は，柏市役所ではありませんので，十分ご注意下さい。

※ 融資期間の変更(繰上返済は除く)をする場合は，柏商工会議所又は柏市沼南商工会に必ず事前にご相談ください。

※ 融資利率の変更は，**できません。**予めご了承ください。

利子補給（柏市の補助金）

制度融資利用者に対して，市は支払利息の一部を予算の範囲内で補助します。なお，該当者には，柏市より申請手続きについてご案内します（２月頃）。

なお，利息の支払延滞月が通算４回以上となった場合，代位弁済の対象となった場合，市税未納，市外移転，廃業，利子補給の申請が無い方などは，支給対象とはなりません。

資金の種類	補　給　率	補給期間
事業資金（小口を含む）／挑戦資金／創業支援資金	融資利率から１．０％を減じた率（上限３．０％）	５年以内
公害防止資金	融資利率から１．０％を減じた率（上限５．０％）	５年以内
大型店進出対策資金	融資利率から１．０％を減じた率（上限４．０％）	５年以内
工場移転資金	融資利率から１．０％を減じた率（上限４．０％）	７年以内

※ 利子補給の考え方（例）

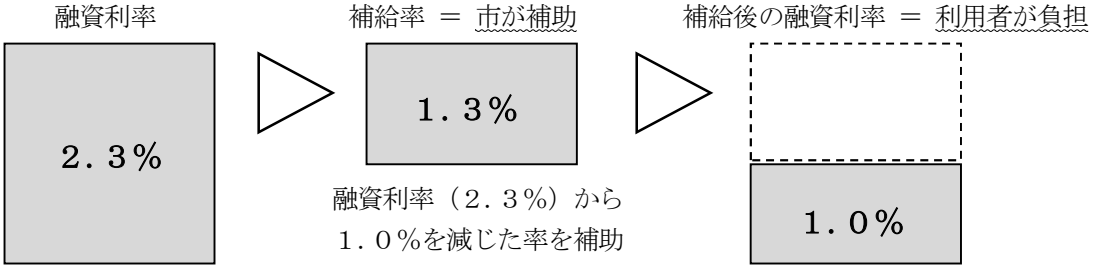

上記により，各資金共，利用者が負担する（利子補給後の）融資利率は「１．０％」となります。

※利子補給の流れ

①融資実行後，利用者が利子の支払いを行います。

②年に１度，１月～１２月末までの利用者の支払い利子を柏市で調査し，その一部を補給率に応じ一括で補給します。

お申し込みから結果報告までの流れ

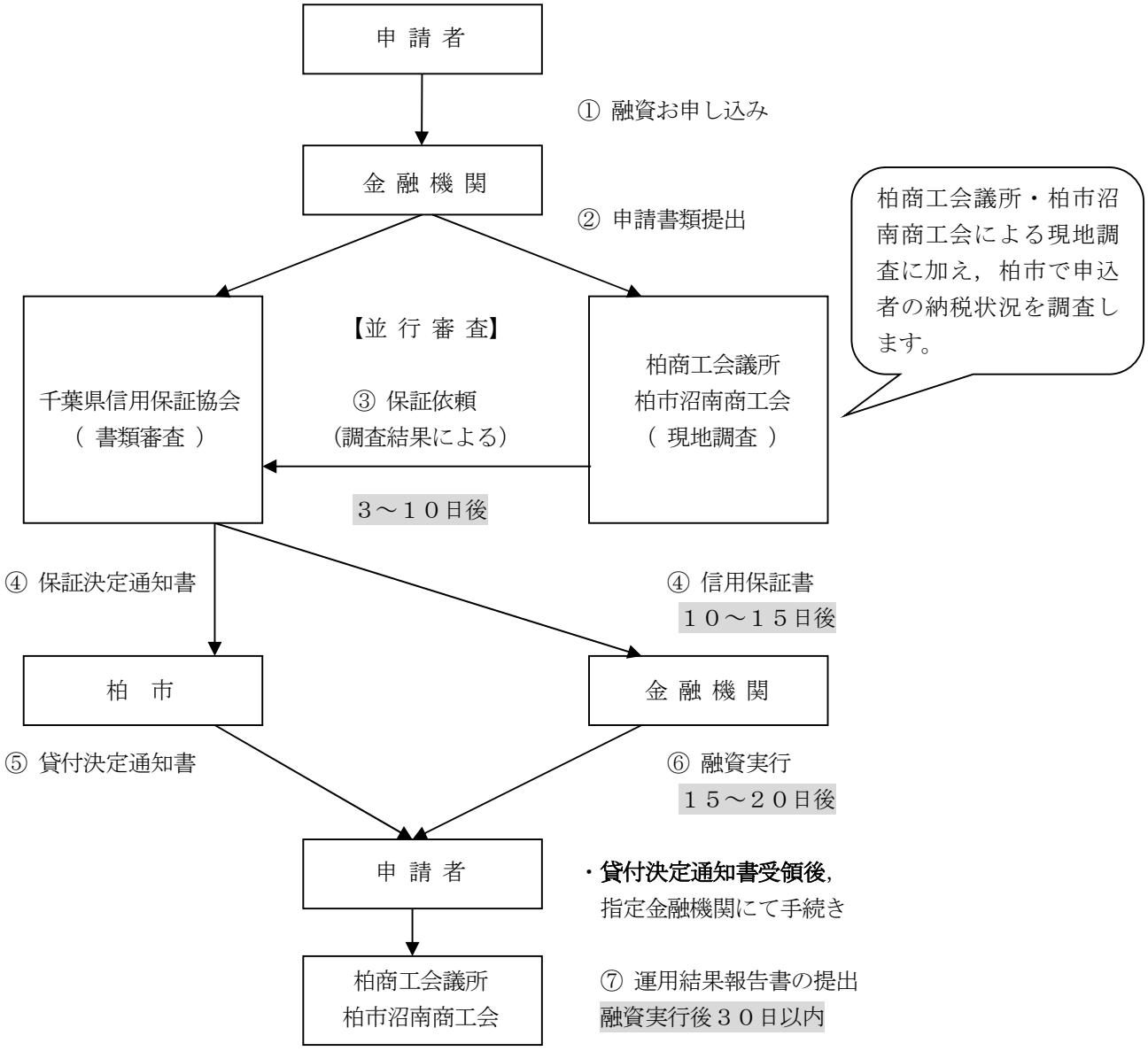

※ 融資実行までの所要時間並びに必要書類

上記の所要日数は目安です。内容により記載の日数以上に審査時間を要する場合があります。また，融資を受ける為には千葉県信用保証協会の保証が必要となる為，審査の過程で「提出書類一覧」（７・８頁）記載の書類の他，必要書類の提出をお願いする場合があります。予めご了承ください。

※ 融資実行後の報告（前掲５頁）

柏市から送付する「貸付決定通知書」同封の「**運用結果報告書**」へ必要事項を記載して頂き，指定金融機関による融資実行後３０日以内に，金融機関が作成した「**返済表**」（複写）添付の上，旧柏市内で事業を行っている方については，柏商工会議所（中小企業相談所），旧沼南町内で事業を行っている方については，柏市沼南商工会へ提出してください。なお，設備資金で融資を受けている場合は，上記の他，「**領収書**」等（複写）が必要となります。

※ お申し込み内容の変更（所在地の移転や代表者の変更など）があった場合（前掲５頁）

速やかに旧柏市内で事業を行っている方については，柏商工会議所（中小企業相談所），旧沼南町内で事業を行っている方については，柏市沼南商工会へ「**申込事項変更届**」を提出してください。様式は，柏市ホームページからダウンロードすることができます。

提出書類一覧

	No	提出書類	発行元・様式	個人	法人	提出先		留意事項
						商工会議所 商工会	信用保証協会	
通常申込時に必要な書類	1	柏市中小企業資金融資申込書	柏市(ホームページ), 柏商工会議所, 柏市沼南商工会, 取扱金融機関	○	○	原本	複写	日付は記入しないこと
	2	住民票	柏市	○		原本	複写	交付後3か月以内の原本
	3	信用保証委託申込書	信用保証協会, 取扱金融機関	○	○	複写	原本	保証申込の都度、毎回必要
	4	信用保証依頼書	信用保証協会, 取扱金融機関	○	○	複写	原本	保証申込の都度、毎回必要
	5	信用保証委託契約書	信用保証協会, 取扱金融機関	○	○	不要	原本	保証申込の都度、毎回必要。令和3年7月1日より, 貸付実行後, 保証協会へ提出することとなった。
	6	申込人(企業)概要	信用保証協会, 取扱金融機関	○	○	複写	原本	保証申込の都度、毎回必要
	7	個人情報の取扱いに関する同意書	信用保証協会, 取扱金融機関	○	○	複写	原本	包括同意を可能とし、初回のみ必要
	8	個人:確定申告書 法人:決算書		○	○	複写	原本	・原則2期分が必要(提出済みの場合は不要)
	9	商業登記簿謄本(登記事項証明書	法務局		○	複写	原本	・初回申込時は、最近 3 か月以内に法務局で取得した履歴事項全部証明書(写し可)が必要・2 回目以降は変更がある場合など必要に応じて提出
	10	定款(写 株主名簿(写			○	複写	原本	・原則不要(ただし以下の場合は必要) ・法人設立後第 1 期決算申告前の場合(法人成り含む) ・創業等関連保証・創業関連保証で初回申込の場合 ・その他当協会で必要とする場合に必要
	11	印鑑証明書(写	(個人)柏市 (法人)法務局	○	○	複写	原本	・初回は原則必要(写し可、最近 3 か月以内のもの)・2 回目以降は変更がある場合など必要に応じて提出・保証申込の関係者(本人・連帯保証人・担保提供者等)から個別の提出が必要
	12	市町村税納税証明書	柏市	○	○	不要	原則 不要	・柏市の審査においては, 柏市が納税状況を照会するため, 納税証明書は不要です。 ・信用保証協会の審査においては, 必要となる場合があります。
	13	許認可証(写		○	○	複写	原本	許認可を必要とする業種の場合に必要
	14	残高試算表		○	○	複写	原本	決算後6カ月以上経過した場合
	15	受注明細表	信用保証協会,金融機関	○	○	複写	原本	必要に応じて
	16	特定非営利活動促進法第 28 条に規定する「事業報告書」(写			○	原本	複写	特定非営利活動法人の場合に必要
	17	特定非営利活動促進法第 28 条に規定する「計算書類(活動計算書及び貸借対照表) 及び財産目録」(写			○	原本	複写	
	18	特定非営利活動促進法第 28 条に規定する「年間役員名簿」(写			○	原本	複写	
	19	「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取り扱い」確認書	取扱金融機関		○	複写	原本	経営者保証を不要とする場合必要
	20	その他市長が必要と認める書類		○	○	原本	複写	必要に応じて
	21	その他信用保証協会が必要と認める書類		○	○	複写	原本	必要に応じて

次頁へ続く

創業関連資金 挑戦資金	22	資格等を証する書類		○	○	原本	複写	
	23	事業を営んでいないことを証明する書類(源泉徴収票等)		○	○	複写	原本	・22 は挑戦資金申込の際に必要。
	24	預金通帳(写		○	○	複写	原本	・23～25 創業関連資金申込の際に必要。
	25	創業・再挑戦計画書	信用保証協会,柏商工会議所,柏市沼南商工会,取扱金融機関	○	○	複写	原本	
	26	認定特定創業支援事業により支援を受けたことについての証明書(写	柏市	○		原本	複写	3頁, ※認定特定創業支援事業とは？に記載の, 創業支援資金の申込期間の延長を受ける際に必要
設備資金	27	設備資金検討表	信用保証協会,柏商工会議所,柏市沼南商工会,取扱金融機関	○	○	複写	原本	必要に応じて
	28	見積書(写・契約書(写		○	○	複写	原本	建物の建築、機械等の設備の場合に必要
	29	建築確認申請書(写		○	○	複写	原本	必要に応じて
有担保	30	不動産登記簿謄本、公図(地積・測量図)、建物図面・各階平面図、住宅地図(所在地略図)	法務局	○	○	複写	原本	・新規担保設定時に必要 ・担保を金融機関設定とする場合はコピー可
	31	土地賃貸借契約書(借地契約書), 承諾書		○	○	複写	原本	借地上の建物を担保提供いただく場合に必要
	32	先行する租税債権がないかどうかの確認資料		○	○	複写	原本	担保を協会設定とする場合に必要
連帯保証人(法人の場合必要)	33	印鑑証明書		原則不要	○	複写	原本	初回は原則必要(写し可、最近 3 か月以内のもの)・2 回目以降は変更がある場合など必要に応じて提出・保証申込の関係者(本人・連帯保証人・担保提供者等)から個別の提出が必要
	34	市町村税納税証明書			○	不要	原則不要	・柏市の審査においては, 柏市が納税状況を照会するため, 納税証明書は不要です。 ・信用保証協会の審査においては, 必要となる場合があります。
	35	議事録			○	複写	原本	法人が保証人となる場合

●マイナンバーの取り扱い

申込に当たって，マイナンバーの提出は不要です。従って，確定申告書の写し等を添付する場合，マイナンバーの記載がある書面は，マイナンバーを消したものを添付してください。

＜金融機関の方へ＞ 提出書類の取り扱い

柏商工会議所（もしくは柏市沼南商工会）の他，千葉県信用保証協会へ書類をお送り下さい。具体的な作業手順は下記のとおりです。

①申請者からの提出書類を全て複写して下さい。

②柏商工会議所（もしくは柏市沼南商工会），千葉県信用保証協会へ，提出書類一覧（７頁・８頁）のとおり，それぞれの提出先へご提出ください。

融資実行は，市からの貸付決定通知書を確認の上，行うようお願いいたします。

〒２７１－００９１

松戸市本町７番地１０　ちばぎんビル４階

千葉県信用保証協会　松戸支店

電話　０４７－３６５－６０１０

取扱金融機関一覧

千 葉 銀 行 柏 支 店 ７１６７－０１１１ 千 葉 銀 行 柏 西 口 支 店 ７１４３－２２２１ 千 葉 銀 行 南 柏 支 店 ７１７３－６１１１ 千 葉 銀 行 増 尾 支 店 ７１７４－７１１１ 千 葉 銀 行 花 野 井 支 店 ７１３１－７１２１ **京 葉 銀 行** 柏 支 店 ７１６７－６１３５ 京 葉 銀 行 北 柏 支 店 ７１３３－５６１１ 京 葉 銀 行 南 柏 支 店 ７１４５－９１１１ 京 葉 銀 行 豊 四 季 支 店 ７１４７－７６６６ 京葉銀行柏の葉キャンパス支店 ７１３５－１２１１ 京 葉 銀 行 沼 南 支 店 ７１９２－１１２１ **千 葉 興 業 銀 行** 柏 支 店 ７１６７－４１０１ **水 戸 信 用 金 庫** 柏 支 店 ７１６４－３１５５	**三 菱ＵＦＪ 銀 行** 柏 支 店 ７１６６－１１６１ **三 井 住 友 銀 行** 柏 支 店 ７１６４－３１３１ **み ず ほ 銀 行** 柏 法 人 部 ７１６４－２７９７ **り そ な 銀 行** 柏 支 店 ７１４５－７１２１ **筑 波 銀 行** 北 柏 支 店 ７１３２－３８３１ **常 陽 銀 行** 柏 支 店 ７１６７－７１０１ **東 日 本 銀 行** 柏 支 店 ７１４６－０１７１ **銚子商工信用組合**柏支店 ７１６４－３９５５ **東京ベイ信用金庫**柏支店 ７１６４－１５１５ 東京ベイ信用金庫北柏支店 ７１３２－１１５１ 東京ベイ信用金庫沼南支店 ７１９１－２１６１ ・・ ※ 筑波銀行 南柏支店，京葉銀行 つくしが丘支店では，お取り扱いがありませんので，ご注意下さい。

信用保証協会

中小企業者が金融機関から融資を受ける場合，その貸付金等の債務を保証することを主たる業務とし，もって中小企業者に対する金融の円滑化を図ることを目的とした公的機関です。なお，保証の対象となる資金は，事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます（生活資金，個人の住宅建築資金など，事業資金以外の使途は認められません）。

千葉県信用保証協会 松戸支店
〒２７１－００９１　松戸市本町７－１０（ちばぎんビル４階）
ＴＥＬ　０４７－３６５－６０１０
※ 信用保証協会では，柏市制度融資の受付は行なっていません。 上記の金融機関へお申し込みください。

相談窓口のご案内

柏商工会議所

住所　柏市東上町７－１８
電話　04-7162-3305

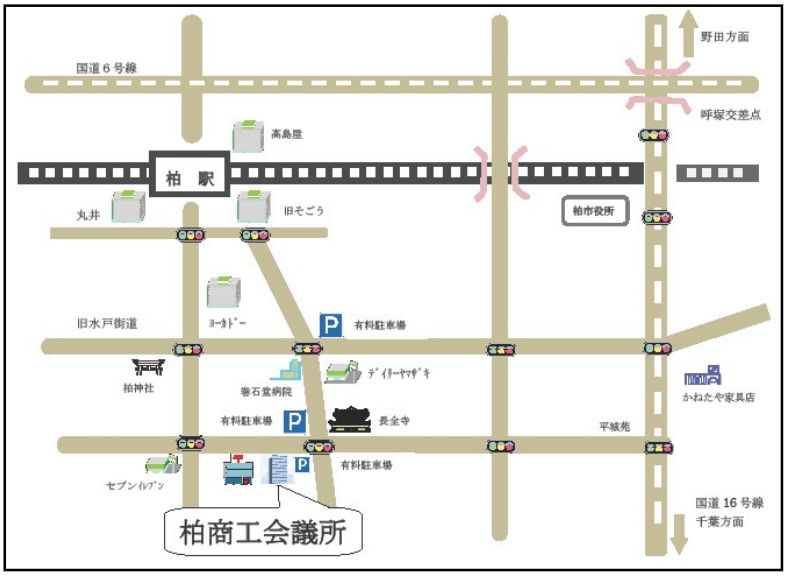

柏市沼南商工会

住所　柏市風早１－６－１６
電話　04-7191-2803

